ゾーン30指定区域 （ 三俣町一丁目、二丁目地内 ）

※ 北側は、三俣町三丁目との行政区域の境となる市道を境とします。
※ 東側は、第二あさひ幼稚園から東和銀行前橋東支店の東側を通る市道を境とします。
※ 西側は、日吉町二丁目との行政区域の境となる東部バイパスを境とします。
※ 南側は、県道3号線（前橋大間々桐生線）を境とします。